

評議員・役員等の報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人絆福社会

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人絆福社会評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員（以下、評議員・役員等と言う。）に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第2条 評議員・役員等には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

2 評議員・役員等に対する報酬は、理事会、評議員会の議決を経て、次のとおり定める。

・評議員会、理事会、監事監査、評議員選任等委員会等、出席の場合（交通費含む）

15,000 円（所得税引後）／回

・その他理事長が適当と認める場合（交通費含む）

上限 5,000 円（所得税引後）／時間

上限 25,000 円（所得税引後）／日

※いずれも法人職員には支給しない。

※役員等に支給する年間総額は、一人当たり 20 万円以内とする。

（費用弁償）

第3条 評議員・役員等が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。なお、費用弁償支給方法は、職員の例による。

（準用）

第4条 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、職員の例による。

（その他）

第5条 この規程の運用上必要な事項については、評議員会の議決を経て、理事長が別に定めることとする。

2 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の議決を経てこれを行う。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改正する